

公益社団法人関東小型船安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人関東小型船安全協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、モーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小型船舶の交通安全に関する教育
- (2) 小型船舶に対する安全パトロール
- (3) 小型船舶の交通安全思想の普及及び宣伝
- (4) 小型船舶の交通安全に関する調査及び研究
- (5) 小型船舶の防災・災害共助に関すること。
- (6) 小型船舶の無線に関すること。
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県の沿岸海域において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の趣旨に賛同して入会した法人、団体又は個人

(2) 賛助会員 本協会の趣旨に賛同し、活動を支援する法人、団体又は個人

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、毎年、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、本協会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、第 1 項の総会に出席することができる。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

ただし、次の決議は、総正会員半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上

に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

2 総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について書面等をもって決議し、又は他の出席した正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。この場合は、前項の適用については、その正会員は総会に出席したとみなす。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項前段の決議を行わなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席正会員の中から総会において選任された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 15名以上20名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

2 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事3名以内及び監事を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 会長（代表理事）及び副会長・専務理事（業務執行理事）は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事の任期途中の退任に伴い選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員解任）

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問及び相談役）

第26条 本協会に、顧問及び相談役をそれぞれ3名以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、本協会の運営に功労があった者について会長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事会の承認を得て、学識経験者の内から会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役の報酬は無報酬とする。

(支部)

第 27 条 本協会は、理事会の議決を得て必要の地に支部を置くことができる。

(支部長)

第 28 条 支部長は、支部総会において、当該支部を構成する正会員の中から選任し、支部を代表する。

2 支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べるものとする。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第35条 本協会に事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(細則)

第45条 本定款に定めるもののほか、本協会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は黒川暁博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

変更年月日 平成 27 年 5 月 20 日付